

22 西 審 使 第 9 号  
平成 22 年 8 月 18 日

西東京市長 坂 口 光 治 殿

西東京市使用料等審議会  
会 長 米 田 正 巳

西東京市使用料の適正化について（答申）

平成 22 年 8 月 4 日付、22 西企企第 142 号により諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

（仮称）ひばりが丘野球場、（仮称）ひばりが丘テニスコートの施設使用料を別紙のとおり新設することが妥当である。

## 西東京市スポーツ施設使用料

### 1. 対象施設

(仮称) ひばりが丘野球場

(仮称) ひばりが丘テニスコート

### 2. 使用料

名 称	施 設 名 ( 附 帯 設 備 を 含 む 。 )	利用料金の上限額			
		貸切り利用		個人利用 ( 大 )	個人利用 ( 小 )
		1 区分 / 時 間	全日	1 区分 / 時間	
( 仮 称 ) 西 東 京 市 ひ ば り が 総 合 運 動 場	( 仮 称 ) ひ ば り が 丘 野 球 場	4,500円 / 3 時 間	*	*	*
	( 仮 称 ) ひ ば り が 丘 テ ニ ス コ ー ト ( 1 面 )	1,200円 / 2 時 間	*	1,200円 / 2 時 間	1,200 円 / 2 時 間

### 3. 実施時期

平成 23 年 1 月 1 日